

# 令和 3 年度民間規格評価機関の活動に関する 要件適合性確認について

令和 4 年 7 月 2 9 日  
産業保安グループ<sup>o</sup> 電力安全課

# 1. 技術基準の一括エンドーススキームについて

- 電気設備の技術基準の解釈への民間規格等の迅速かつ機動的な取り込みを行うため、民間規格を評価する能力や評価プロセスの適切性、組織の適正等所定の要件を満たす機関を民間規格評価機関として認める内規を制定。
- **民間規格評価機関**により**承認された民間規格**であれば、**技術基準に合致するもの**とし、技術基準の解釈へ引用することが可能となり、**迅速な制改定を実施**。
- 民間規格評価機関の評価により、引用する民間規格が更新された際、**広く周知する方法について今後整備**予定

## 技術基準の解釈

なお、この解釈に引用する規格のうち、民間規格評価機関が承認した規格については、当該民間規格評価機関がホームページに掲載するリストを参照すること。

第1条……  
第2条……

民間規格等が  
技術基準に  
関係付けられる  
(解釈の条文が変わら  
ない場合改正不要)

## 評価機関が承認した民間規格等のリスト

関連省令・ 解釈	規格番号	規格名
解釈〇〇条	□□□	「●●●●」
解釈△△条	◇◇◇	「▼▼▼▼」
	⋮	

## 評価機関で省令適合性を確認

解釈に引用する規格等の評価

## 技術基準 民間規格引用のイメージ

### 【電気設備の技術基準の解釈】

現行

第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。  
二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。  
(略)

(へ) 日本電気技術規格委員会規格 JESC E3002(2001)「鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用」に規定する鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼

改正

第57条 架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。  
二 鉄柱(鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。)又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。  
(略)

(へ) **民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である**「鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用」に規定する鉄塔用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼

### 【評価機関が承認した民間規格等】:JESCホームページにて掲載

関連省令・解釈	規格番号	規格名	適用
第57条1項二号へ	JESC E3002(2001)	「鉄塔用690N/mm <sup>2</sup> 高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用	「3 技術的規定」によること。

## 2. 民間規格評価機関の取組に関する適切性確認について

- 第23回電力安全小委員会（令和2年7月30日）において、日本電気技術規格委員会（JESC）が民間規格評価機関としての要件を満たしていることが確認された。
- 民間規格評価機関は、年1回、電力安全小委員会にその活動内容を報告し、適切に民間規格を評価・承認していることをご確認いただく必要があるところ、今回は、**令和3年度同委員会の取組の適切性**について御確認いただきたい。

### 評価プロセス

### 民間規格評価機関としての適合性確認

#### 個別の民間規格評価プロセス

依頼者  
(規格等作成機関)

民間規格等  
省令適合性  
評価依頼

省令適合性がないと判断された場合は、  
その旨を依頼者（規格等作成機関）へ報告。

民間規格  
評価機関

第1回  
評価  
(技術的観点)

意見  
募集

第2回  
評価  
(幅広い観点)

評価結果  
改正要請  
の報告

必要により  
対応

省令適合性  
評価結果  
公表

国

(経産省)

評価プロセスを確認  
(職員の参加)

必要に応じ  
パブリックコメント実施  
(行政手続法)

評価の  
結果公表  
お知らせ

定期的な  
確認

## 2-9. 民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果 (8) まとめ

- 日本電気技術規格委員会 (JESC) より確認の申出があった、内規に基づく民間規格評価機関としての要件については、一般・組織・評価プロセス・評価業務管理において適合性を確認。
- 引き続き、日本電気技術規格委員会 (JESC) における民間規格等の評価プロセスが内規の要件に従って適切に運営されていることを経済産業省においても定期的に確認していく。

### ➤ 評価プロセスにおける国の関与

国は、評価機関における民間規格等の評価プロセス全体について、評価委員会への経済産業省職員の立会い等により確認するとともに、評価機関から評価の実施状況について1年ごとの定期報告を求め、評価する。



電力安全小委員会において以下を実施。

- 今後、さらに内規に基づく民間規格評価機関としての候補となる機関より、要件を満たしていることの確認が必要になった場合には、電力安全小委員会にて審議。

### 今回のご確認の背景

- 年1回、評価機関の活動については電力安全小委員会へ報告し、評価機関が適切に民間規格の評価・承認を実施していることを確認。

## 4. 民間規格評価機関の要件

- 民間規格評価機関の要件を以下の通り定め、1年に1度要件適合性を確認することとしている
- 各委員会には、経済産業省担当者も参加し、その適合性を確認している
- 評価プロセスに対する具体的な取組は、日本電気技術規格委員会より報告する

適合性確認のプロセス	項目	具体的な要件
① 民間規格評価機関としての公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力に問題がないこと	一般	①業務遂行の方針および手順は、 <b>差別的</b> でないこと ②評価事項は、要請があった評価に関係する事項に限定すること
② 評価プロセスが適切であること	組織	①適切な評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則をもつこと ②民間規格に係る技術分野のほか、 <b>幅広い分野の専門家</b> で構成する ③評価従事者は評価対象に関与しておらず、事務局員は規格制改正用務に従事していないこと ④民間規格の内容に応じた関係分野を明確にし、開始請求があれば開示しなければならない ⑤評価委員会の <b>審議の内容</b> については、傍聴、議事録の公表等の方法により <b>公開する</b> ⑥前項に関わらず、審議を非公開とする場合、その理由を明示する
③ 評価・承認した民間規格等について十分な説明責任をはたすこと	評価プロセス	①評価対象の民間規格に係る者は、評価プロセスへの参加を認めること ②規格評価プロセスへの参加に、 <b>金銭的な制約を設けない</b> こと ③評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けないこと ④評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な手順を文書で定めること ⑤評価委員会の運営、議決方法及び評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めること ⑥民間規格と関係する省令基準、基準解釈の条文を明らかにし、評価結果をまとめること ⑦ <b>業務計画</b> について、少なくとも一年に一回、適切な方法で <b>公表</b> すること ⑧評価結果をまとめる前に、少なくとも <b>30日間の意見公募</b> を実施し、適切に対応すること ⑨国が実施する意見公募手続きに適切に対応し、その終了後に民間規格を掲示すること ⑩承認した民間規格を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にし、 <b>一覧表で公開する</b> こと
	評価業務管理	①規格利用者からの技術的な <b>問い合わせに対応可能な体制</b> を整えること ②規格承認日から少なくとも <b>5年に1回</b> 、改正・廃止又は確認が行われるよう <b>管理</b> すること ③委員会の議事録、および資料、その他根拠資料について、適切に維持管理すること ④ <b>評価プロセスの適正性</b> に関し、 <b>有識者等による外部評価</b> を受け、必要な改善策を講じること

**以下参考**

# <参考> 民間規格評価機関の要件（原文）

適合性確認のプロセス	項目	具体的な要件
<p>① 民間規格評価機関としての公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力に問題がないこと</p> <p>② 評価プロセスが適切であること</p> <p>③ 評価・承認した民間規格等について十分な説明責任をはたすこと</p>	一般	<p>①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</p> <p>②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。</p>
	組織	<p>①民間規格等の評価を行うに当たって、民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に係る者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。</p> <p>②民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。</p> <p>③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。</p> <p>④民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。</p> <p>⑤評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。</p> <p>⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。</p>
	評価プロセス	<p>①評価される民間規格に係る者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。</p> <p>②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。</p> <p>③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。</p> <p>④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。</p> <p>⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</p>

# <参考> 民間規格評価機関の要件（原文）

適合性確認のプロセス	項目	具体的な要件
① 民間規格評価機関としての公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力に問題がないこと	評価プロセス	<p>⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに関係する省令基準及び基準解釈における条文（既に引用されている民間規格等を含む）を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。</li> <li>－ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。</li> <li>－ 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。</li> <li>－ その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。</li> </ul> <p>また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。</p> <p>⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。</p> <p>⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。</p> <p>⑨民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。</p> <p>⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。</p>
② 評価プロセスが適切であること	評価業務管理	<p>①民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</p> <p>②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理しなければならない。</p> <p>③民間規格評価機関は、規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。</p> <p>④民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</p>
③ 評価・承認した民間規格等について十分な説明責任をはたすこと		

## 2. 民間規格評価機関における令和3年度の実績について

- 電気設備の技術基準の解釈において、民間規格評価機関による更新を自動的に反映する仕組みを導入している条項があり、それらについては、5年に1回の見直しを行うこととしている。令和3年度においては、24の民間規格が該当し、これを日本電気技術規格委員会（JESC）が審査（令和2年度は1規格）。
- その活動の適切性について、事務局は、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」に定める項目について、各委員会へ立会うとともに、委員会規約・要領を確認。
- 結果、次頁の要件通り、同委員会は、適切に民間規格の評価・承認を実施していると考えられる。

規格名	規格の内容	規格名	規格の内容
JESC E2006(2021)	低高圧架空引込線と植物との離隔距離	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管
JESC E2020(2016)	耐摩耗性能を有する「ケーブル用防護具」の構造及び試験方法	JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準
JESC E2021(2016)	臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離	JIS B 8210(2017)	安全弁
JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	JIS B 8265(2017)	圧力容器の構造－一般事項
JESC E7002(2021)	電気機械器具の熱的強度の確認方法	JIS G 3352(2014)	デッキプレートの材質
JESC E7003(2005)	地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法	JIS C 3408(2014)	エレベータ用ケーブル
JESC E3001(2000)	フライダクトのダクト材料	JIS C 3410(2018)	船用電線
JESC E6001(2011)	バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設	JIS C 1910-1(2017)	高圧限流ヒューズ
JESC E6002(2011)	バスダクト工事による300Vを超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設	JIS C 4604(2017)	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項
JESC E6003(2016)	興行場に施設する使用電圧が300Vを超える低圧の舞台機構設備の配線	JIS K 7350-1(2020)	プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則
JESC E6004(2001)	コンクリート直天井面における平形保護層工事	JIS G 3101(2020)	一般構造用圧延鋼材
JESC E6005(2003)	石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事	JIS G 3106(2020)	溶接構造用圧延鋼材

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認（1）一般

・民間規格等制改定プロセス評価委員会において、JESCの規約・要領に定められたプロセスに従い、公正、客観的な審議が行われていることが確認された。  
 （経済産業省としても、同プロセス委員会に立ち会い、その妥当性を確認）

民間規格評価機関の要件（1）	JESCにおける規定	備考
<p>①民間規格評価機関が民間規格等の<u>評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、電気事業法の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること等の活動を行うこと</u>」等を<u>目的で規定。</u>                      【委員会規約第1条】</li> <li>・民間規格等の<u>評価を行う手順については、公正性、客観性、透明性を持った評価プロセスとなるよう、委員会規約及び関係要領で規定。</u>                      【委員会規約、関連要領】</li> </ul>	
<p>②民間規格評価機関が民間規格等の<u>評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定</u>しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、審議に必要な資料の提出を求める</u>ことを要領で規定。                      【審議に係る要領 3.（1）】</li> </ul>	

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（2）組織①

民間規格評価機関の要件（2）	JESCにおける規定	備考
<p>①民間規格等の評価を行うに当たって、<b>民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価する</b>とともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する<b>技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）</b>と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う<b>民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）</b>を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その<b>設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その業務として、「<b>国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価</b>」や「<b>国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価</b>」を規定。 【委員会規約第2条】</li> <li>「<b>委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。</b>なお、<b>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</b>」と規定。 【委員会規約第3条】</li> <li>「<b>プロセス評価委員会</b>」を置き、「<b>プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。</b>」と規定。 【委員会規約第11条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>技術規格委員会としては学識者、電力業界、産業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</b></li> <li><b>プロセス評価委員会（令和3年度として3回）にて評価プロセスについて審議し承認したことを確認。当省職員もオブザーバー出席。</b></li> </ul>
<p>②<b>民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。</b>また、<b>評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリスト等の幅広い分野の委員で構成する。</b>」と規定。 【委員会規約第12条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>プロセス評価委員会では学識者、有識者（法曹、安全、科学）、電力業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</b></li> </ul>
<p>③<b>評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。</b>また、<b>事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、（委員会の）決議に参加できない。</b>」ことを規定 【委員会規約第6条】</li> <li>「<b>事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。</b>また、<b>民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。</b>」と規定。 【委員会規約第19条】</li> </ul>	

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（2）組織②

民間規格評価機関の要件（2）	JESCにおける規定	備考
<p>④ <u>民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>技術規格委員会及びプロセス評価委員会は、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合を除き、原則公開</u>としている。また、外部へ公開する内容として「<u>公開する『民間規格等』の策定趣旨・策定目的・規定内容</u>」と規定し、<u>関係する分野を明確</u>しているところ。 【委員会規約第8条、17条、情報公開等に係る要領 1】</li> </ul>	
<p>⑤ <u>評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開</u>されなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>評価委員会の審議の内容について、「傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。」</u>と規定。 【情報公開等に係る要領 3.（1）】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>技術規格委員会、プロセス評価委員会の審議概要をホームページにて掲載</u>していることを確認。</li> </ul>
<p>⑥ <u>民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示</u>しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>各委員会を非公開とする</u>」理由について規定。各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. <u>特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u></li> <li>b. <u>個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。</u></li> <li>c. <u>個人情報</u>を保護する必要があると各委員長が判断し、<u>非公開とする場合。</u></li> <li>d. <u>その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合。</u></li> </ol>             【情報公開等に係る要領 3.（2）】           </li> </ul>	

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（3）評価プロセス①

民間規格評価機関の要件（3）	JESCにおける規定	備考
<p>①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。</p>	<p>・（当該規格を評価する委員会の委員として）「<u>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。</u>」、「<u>プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。</u>」と規定。 【委員会規約第3条、第12条】</p>	<p>・ <u>技術規格委員会としては学識者、電力業界、産業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出していることを確認。</u></p> <p>・ <u>プロセス評価委員会では学識者、有識者（法曹、安全、科学）、電力業界、建設業界、消費者など幅広く委員を選出してことを確認。</u></p>
<p>②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。</p>	<p>・「<u>分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。</u>ただし、その審議に経費を要する場合、委員会は実費の負担を求めることができる。」と規定。 【委員会規約第21条、審議に係る要領 5.（1）】</p>	
<p>③民間規格評価機関は、<u>評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。</u></p>	<p>・「<u>委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。</u>なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任する。」と規定。（<u>委員会の議決参加に、候補機関の会員資格を条件付けていない</u>） 【委員会規約第3条】</p>	
<p>④民間規格評価機関は、<u>作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。</u></p>	<p>・「<u>委員会にて制改定を承認した民間規格等について、制改定プロセス上の不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議及び告発があった場合、その事案に対応するため対応方針を定める。</u>」と規定。 【審議に係る要領 4.（1）～（3）】</p>	

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（3）評価プロセス②

民間規格評価機関の要件（3）	JESCにおける規定	備考
<p>⑤民間規格評価機関は、<u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>委員会の運営、議決方法、規格評価プロセス等について、委員会規約及び関連要領にて規定。</u> 【委員会規約、各種要領】</li> </ul>	
<p>⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに<u>関係する省令基準及び基準解釈における条文</u>（既に引用されている民間規格等を含む）<u>を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。</li> <li>－関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。</li> <li>－関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。</li> <li>－その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。</li> </ul> <p>また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「委員会では、<u>民間規格等の制改正について、民間規格等評価機関の要件に従い、省令基準及び基準解釈における条文を明らかにし、省令基準との適合性について審議を行う。</u>」と規定。</li> <li>・ 「<u>民間規格等作成機関より審議に必要な資料の提出を受け、技術評価書を作成する</u>」と規定。</li> <li>・ 候補機関は、「<u>プロセス評価委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格等評価機関の要件に従い、制改定プロセスが公正性、客観性及び透明性をもって実施されているかについて審議する。</u>」と規定。 【審議に係る要領 3.（1）～（3）、（6）】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術評価については、第111回～第115回<u>日本電気技術規格委員会（令和3年度として3回）にて技術評価書について審議し承認したことを確認。当省職員もオブザーバー出席。</u></li> <li>・ <u>プロセス評価委員会（令和3年度として3回）にて評価プロセスについて審議し承認したことを確認。当省職員もオブザーバー出席。</u></li> </ul> <p>※ 24の民間規格について審議を実施</p>
<p>⑦民間規格評価機関は、<u>民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。</u>ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>委員会のホームページにより公開する委員会の情報</u>」として、「<u>事業計画</u>」等を規定。 【委員会規約第2条、情報公開等に係る要領 3】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度の事業計画をホームページへ掲載していることを確認。</li> </ul>

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（3） 評価プロセス③

民間規格評価機関の要件（3）	JESCにおける規定	備考
<p>⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する」、「外部への公開方法は、『情報公開等に係る要領』による。」、「事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。」と規定。 【審議に係る要領 3.（4）】</li> <li>意見募集手続き（パブリックコメント）について、公開の方法として「電気新聞及び委員会のホームページ」、公開の期間として「30日以上、最長60日」を規定。 【情報公開等に係る要領 1】</li> <li>国へ評価書等を提出することを確認。 【参考2 「6.リスト化する民間規格等の審議終了後の流れ」】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気新聞及びホームページにて意見募集していることを確認。 ※期間：令和3年3月30日～4月28日（30日間）他、2回</li> <li>国へ評価書等を提出したことを確認（令和3年7月20日、他2回）。</li> </ul>
<p>⑨民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「関係行政機関への改正要請*の報告後に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ再審議等を行う。」と規定。  *民間規格評価機関が省令基準への適合性を確認した後、国（経産省）において関係する技術基準の解釈等の改正を行う。 【審議に係る要領 3.（7）】</li> </ul>	
<p>⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認した民間規格等に「委員会の規格番号を付与し、リスト化する。」と規定し、ホームページで関係基準を明確にし、一覧表で公開することとしている。 【審議に係る要領 3.（7）、番号付与に係る要領 2】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日改正に伴い、一覧表をホームページに公表していることを確認。</li> </ul>

### 3.民間規格評価機関としての要件の適合性確認結果（4） 評価業務管理

民間規格評価機関の要件（4）	JESCにおける規定	備考
<p>①民間規格評価機関は、<u>規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。</u></p>	<p>・候補機関は、「委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、<u>文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。</u>また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に質問を送付し、回答を依頼することができる。」と規定。 【審議に係る要領 4.（1）】</p>	
<p>②評価した規格について、<u>規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。</u></p>	<p>・候補機関は、「委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、<u>制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。</u>」と規定。 【審議に係る要領 3.（8）】</p>	
<p>③民間規格評価機関は、<u>規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。</u></p>	<p>・候補機関は、「委員会は、<u>委員会の議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。</u>また、事務局が保管管理を行う。」と規定。 【委員会規約第24条】</p>	
<p>④民間規格評価機関は、<u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u></p>	<p>・候補機関は、「<u>国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年1回、有識者による外部評価を受けなければならない。</u>」、「<u>民間規格等評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、委員会はそれに従うものとする。</u>」と規定。 【委員会規約第25条】</p>	<p>・外部評価委員会（令和4年3月28日）を開催し、<u>評価プロセスについて審議し承認したことを確認。</u>当省職員もオブザーバー出席。</p>

# 4. 一括エンドーススキームにおける技術基準の改正について

- 令和4年4月1日付にて、**民間規格評価機関である日本電気技術規格委員会における評価プロセスを経て承認された民間規格を技術基準へ引用する改正を実施。**

## 電気設備の技術基準の解釈の一部改正について（令和4年4月1日）

### ◆ 経済産業省HPでの公表

電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

本件の概要

経済産業省産業保安グループ電力安全課は次のとおり、「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正を行いました。

<具体的な改正内容>

(1) 電技解釈で引用しているJIS規格等を最新のものに更新  
 ○JIS規格等を引用している電技解釈の以下の該当条文について、規格を最新のものに更新する。なお、この解釈に引用する規格のうち、民間規格評価機関（「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（20200702保局第2号 令和2年7月17日）に定める要件への適合性が国により確認され、公表された機関をいう。）が承認した規格については、当該民間規格評価機関がホームページに掲載するリストを参照してください。

※民間規格評価機関における規格リスト公開ページ

- ・日本電気技術規格委員会
- <https://www.jesc.gc.jp/jesc-assent/quotation.html>

・該当条文：

第9条、第15条、第16条、第18条、第20条、第31条、第34条、第39条、第40条、第46条、第50条、第56条、第57条、第79条、第106条、第113条、第120条、第122条、第125条、第133条、第165条、第166条、第172条、第195条、第197条

### ◆ 日本電気技術規格委員会HPでの公表



日本電気技術規格委員会  
Japan Electrotechnical Standards and Codes Committee

JESCの活動 JESC規格 委員会の開催 委員へのお知らせ パブリックコメント お問い合わせ

国の基準への引用規格など  
(国の電気設備の技術基準の解釈へ関連付けもしくは直接引用された規格のリスト)

日本電気技術規格委員会で評価後、国の基準へ関連付けもしくは直接引用された民間規格等のリストです。無償で公開している民間規格もありますので、下記の関連情報を確認の上、ご活用ください。

※民間規格等とは、JESC規格、JIS規格、JEC規格などをいう。

リストA. 国の電気設備の技術基準の解釈に関連付く規格のリスト

リストAは、新たな基準体系として電気設備の技術基準の解釈（以下「電技解釈」という。）に「日本電気技術規格委員会が承認した規格」として、電技解釈本文と関連付けられた民間規格等のリストです。  
 日本電気技術規格委員会は、国が定める「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（20200702保局第2号 令和2年7月17日）に基づき承認された民間規格評価機関であり、当委員会にて承認した規格については解釈へ関連付けられています。

電技解釈本文の記載例（電技解釈第57条第1項第二号イ（ハ）より）  
 （ハ）民間規格評価機関のうち日本電気技術規格委員会が承認した規格である「**鉄線用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼の架空電線路の支持物の構成材への適用**」に規定する鉄線用690N/mm<sup>2</sup>高張力山形鋼  
 ※上記本文に示す「民間規格評価機関が承認した規格」は、リストAに示す民間規格等と関連付けられています。

(2022年4月1日 現在)

リストA.			
電技解釈	規格番号	規格名	適用
第9条第4項第四号イ	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。

電技解釈	規格番号	規格名	備考
第9条第4項第四号イ	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。

### 【電気設備の技術基準の解釈の改正例】

改正前	改正後
第9条 (略) 2・3 (略) 4 第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 鋼管は、次に適合するものであること。 イ 日本産業規格 JIS H 3300(2009)「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。 ロ (略) 五 (略)	第9条 (略) 2・3 (略) 4 第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 一～三 (略) 四 鋼管は、次に適合するものであること。 イ <b>民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「銅及び銅合金の継目無管」の「適用」の欄に規定するものであること。</b> ロ (略) 五 (略)